

◎福島復興再生特別措置法

(平成二十四年三月三十一日法律第二五号)

一、提案理由(平成二十四年三月六日・衆議院東日本大震災復興特別委員会)

○平野(達) 国務大臣 福島復興再生特別措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島に置かれた特殊な諸事情を踏まえ、福島復興及び再生のための特別の措置を定め、これを推進することにより、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資するため、提出するものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、原子力災害からの福島復興及び再生に関する基本理念及び国の責務を定めるとともに、政府は、この基本理念にのっとり、福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないものとしております。

第二に、内閣総理大臣は、福島県知事の申し出に基づいて、避難解除等区域の復興及び再生を推進するための計画を策定するものとし、その計画に基づいて国がみずから公共施設の工事等を行うことができることとしております。また、避難解除区域における課税の特例、公営住宅法の特例等について定めております。

第三に、放射線による健康上の不安を解消するとともに、安心して暮らすことのできる生活環境を実現するため、健康管理調査の実施、農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援、放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進、医療及び福祉サービスの確保のための施策等の措置を講ずるものとしております。

第四に、福島県知事は、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができるとし、認定を受けたときは、規制や手続の特例措置の適用を受けることができるものとしております。また、東日本大震災復興特別区域法の特例、農林水産業の復興及び再生のための施策等を定めております。

第五に、福島県知事は、新たな産業の創出等に寄与する取り組みの重点的な推進に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができるものとしております。また、国は、認

定を受けた計画の実施に関し、研究開発の推進、企業の立地の促進等のための施策を講ずるものとしております。

第六に、原子力災害からの福島復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うため、原子力災害からの福島復興再生協議会を組織するものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

以上でございます。

二、衆議院東日本大震災復興特別委員長報告

(平成二十四年三月八日)

○古賀一成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めようとするものであります。

福島復興再生特別措置法

本案は、去る三月五日日本委員会に付託され、六日平野復興大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨日質疑に入り、本民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、新党きつな、国民新党・新党日本及びびたちあがれ日本の六派共同提案により修正案が提出されました。

その修正案の内容は、法の目的に、福島の復興及び再生が、これまでの原子力政策推進に伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべきであることを追加し、健康増進等を図るための施策を支援するための措置として、財政上の措置を明示すること、国は、住民の健康を守るために福島県が設置する基金に、必要な財政上の措置を講ずることなどであります。

同修正案について提出者から趣旨の説明を聴取し、次いで、原案及び修正案に対して質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十四年三月八日)

○吉野委員 ただいま議題となりました福島復興再生特別措置

八三

法案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

東日本大震災は、各地に甚大な被害を生じさせましたが、特に福島は、原子力災害により、住民が長期にわたり避難生活を強いられていること、放射性物質による環境汚染が生じていること、農林水産業を初めとする諸産業が深刻な打撃を受けていることなどの特殊な事情があり、住民が安心して暮らすことができる状況にはありません。災害はまだ続いております。

本修正案は、東日本大震災から一年がたとうとしている今、このような福島の状態に鑑み、福島の復興及び再生を円滑かつ迅速に進めるため、国が社会的責任を踏まえながら福島に対してより充実した支援を行う必要があるとの共通認識に立って、与野党の真摯な修正協議に基づき、福島復興再生特別措置法案について次のような修正を行うおつもりであります。

以下、修正案の概要について御説明申し上げます。

第一に、本法の目的に、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべきものであることを追加することとしております。

第二に、基本理念に、原子力災害からの福島の復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることが

できるようにすることを旨として行われなければならないこと、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策は、福島地方公共団体の自主性及び自立性を尊重するとともに、コミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならないこと、放射性物質による汚染の状況及び人の健康への影響等の正確な情報の提供に留意することを追加することとしております。

第三に、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置について、避難解除等区域復興再生計画の内容に将来的な住民の帰還を目指す区域の復興再生の準備のための取り組みを追加するとともに、国がみずから施行することができる工事の対象を追加することとしております。

第四に、福島県が行うことのできる健康管理調査の内容として、子供に対する甲状腺がんに関する検診を例示すること、健康増進等を図るための施策を支援するための必要な措置として財政上の措置を明示すること等としております。

第五に、農林水産業の復興及び再生のための施策に、地域資源を活用した取り組みの推進を追加することとしております。

第六に、福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置について、新たに一章を追加して、生活の安定を図るための措置、保健、医療、福祉にわたる総合的な措置、再生可

能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置についての規定を設けるほか、復興大臣による適切かつ迅速な勧告に係る規定を設けております。

第七に、附則において、この法律の施行後三年以内に行われるこの法律の規定の検討において、課税の特例を含めて検討することを明示することとしております。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ、委員各位におかれては、修正案提出者のみならず、福島県の住民の復興再生に対する思いを受けとめていただき、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○附帯決議(平成二十四年三月八日)
政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 福島県の復興及び再生に関する各種計画の策定に際しては、福島県が中心となって策定するとされているが、地域の実情に応じた細やかな施策を進める観点から、市町村等の意見も十分に反映すること。
- 二 原子力発電所事故による災害という特殊な事情に鑑み、福

福島復興再生特別措置法

島県とともに、県内外への避難者が将来の展望を描けるよう復興及び再生の具体的な道筋を明確にするとともに、その進捗状況を随時公開し、政策の立案に活用すること。

三 復興及び再生を、迅速かつ着実に進めるため、十分な財源を確保すること。

四 人命救助や産業再生の観点から、必要な交通インフラの早期復旧に向け、国による代行等を含めた必要な措置を積極的に講ずること。

五 農林漁業者が、今後も福島県において生産活動できるよう、各種計画の策定において、格別な配慮をすること。

六 産業活性化のため工場等の産業集積を行う際、円滑に事業展開が行えるよう、区域指定等について、特段の配慮をすること。

七 健康被害に対する不安を払拭するため、万全な措置を講ずること。

八 除染等の措置等の実施に当たり、必要な資機材を福島で調達するよう配慮すること。

九 他の地域との教育格差を防止する観点から、教育環境の改善に配慮すること。

十 平成二十三年十二月に、福島県がいわゆる電源立地地域対策交付金を辞退したことに鑑み、電源開発促進税の課税目的

八五

を含めた電源開発促進税制の見直しやエネルギー対策特別会計の見直し等により、当該交付金に代わる財政上の措置を講じること。

三、参議院東日本大震災復興特別委員長報告

(平成二十四年三月三〇日)

○池口修次君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、目的規定に、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を明記すること、基本理念に、原子力災害からの福島の復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができる

ようにすることを旨として、行われなければならないものとすること等を追加すること、避難解除等区域復興再生計画に基づく国による公共施設の工事の代行において、漁港漁場整備法の特例等を追加すること、福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置に関する規定を設けることを主な内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、本法律案と東日本大震災復興特別区域法との違い、目的規定に国の社会的な責任を追加した理由、福島県における医療従事者の確保、風評被害への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し二十二項目から成る附帯決議を行います。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十四年三月二十九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 福島の復興及び再生に関する各種計画の策定に際しては、

福島県が中心となって策定するとされているが、地域の実情に応じた細やかな施策を進める観点から、市町村及び被災者等の意見も十分に反映すること。

二 原子力発電所事故による災害という特殊な事情に鑑み、福島県とともに、県内外への避難者が将来の展望を描けるよう復興及び再生の具体的な道筋を明確にするよう、政府一体として総合的な検討を進めること。

三 復興及び再生を、迅速かつ着実に進めるため、長期にわたる十分な財源を確保すること。

四 人命救助、産業再生、通勤通学等の様々な観点から、必要な交通インフラの早期復旧に向け、国による代行等を含めた必要な措置を市町村の意見を反映しつつ積極的に講じること。

五 農林漁業者が、今後も福島県において生産活動できるように、各種計画の策定において、格別な配慮をすること。

六 産業活性化のため工場等の産業集積を行う際、円滑に事業展開が行えるよう、区域指定等について、特段の配慮をすること。

七 あらゆる産業の再生及び新たな産業の創出等を通じた雇用の拡大及びその円滑な紹介等に全力で取り組むこと。

八 健康被害に対する不安を払拭し、健康被害の未然防止、早

福島復興再生特別措置法

期発見及び治療のため、健康管理調査の着実な実施等、国は万全な措置を講じるとともに、適切な医療・福祉サービスの確保のために、医師、看護師、介護士等の専門従事者の確保に取り組むこと。

九 除染等の措置等の実施に当たり、必要な資機材を福島で調達するよう配慮するとともに、除染従事者の放射線管理を徹底し、その雇用に際しては、処遇が確保されるよう確認すること。

十 東京電力福島第一原子力発電所事故の一日も早い非常事態宣言の終結に全力で努めるとともに、作業従事者の放射線管理・緊急被ばく医療の強化等安全対策及び処遇内容の充実に努めること。

十一 子どもが子どもらしく育ち生活することができる環境の回復又はその代替的提供のために必要な施策を進めること。

十二 他の地域との教育格差を防止する観点から、教育環境の改善に配慮すること。

十三 原子力災害に起因する差別をなくす措置を講ずること。

十四 原子力災害により避難を余儀なくされている住民のうち、被災前に同居していた家族が複数の地域に分かれて避難している者に対し、格別の支援を講ずること。

十五 再生可能エネルギー源の利用の支援及び再生可能エネル

ギーの開発及び導入のために必要な措置並びにエネルギーの供給源の多様化のために必要な措置について全力で取り組むこと。

十六 風評被害の回復に万全を期すこと。

十七 除染等の措置等の実施に伴い生じた土壌等に係る中間貯蔵施設及び最終処分場の在り方について、福島県及び県内の市町村と誠実な協議を行うこと。

十八 産業復興再生計画の認定申請に当たり、産業復興再生事業及びこれに関連する事業に係る条例の制定に関連する法令の規定の解釈を求められた場合は、速やかに当該法令の規定の解釈に係る資料の交付を行い、回答を行うに当たっては、福島復興及び再生の推進の趣旨及び目的並びに福島の地方公共団体の自主性及び自立性に十分配慮すること。新たな規制の特例措置等に関する提案に産業復興再生事業及びこれに関連する事業に係る条例に関する事項が含まれる場合も、同様とすること。

十九 新たな規制の特例措置に関する提案がされた場合に、新たな措置を講ずる必要がないと認めるときに行う通知においては、その根拠をできるだけ詳細に記載した資料を添付するものとし、かつ、その旨及びその理由を国会に報告する際は、当該資料を国会に提出するとともに、インターネットで公表

すること。

二十 本法第一条の目的及び本法第五章に規定する規制の特例措置の趣旨に鑑み、本法に規定されていないものであっても、特例措置を講ずることにより事務手続が簡素化され、福島地方公共団体にとって有益であると判断されるものについては、速やかに法的措置を講ずること。

二十一 福島復興再生基本方針を定めるに当たっては、十八から二十までの項目を具体的に盛り込むこと。

二十二 福島地方公共団体に対し、本法に盛り込まれた制度の趣旨や内容の周知を図ること等をはじめとして復興庁が極力福島地方公共団体の立場に立った対応に努める等により、本法に盛り込まれた制度が活用されるよう努めること。

右決議する。